

盛岡広域環境組合規約（案）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この組合は、盛岡広域環境組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第 2 条 組合は、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務

ア 一般廃棄物処理計画（他団体（関係市町及び関係市町が加入する他の一部事務組合をいう。以下同じ。）の策定に係るものを除く。）の策定に関すること。

イ ごみ処理施設（他団体の設置、管理及び運営に係るものを除く。）の設置、管理及び運営に関すること。

ウ 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。エにおいて同じ。）の中継運搬に関すること。

エ 一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物（他団体の処理に係るものを除く。）の処理に関すること。

(2) エネルギー利活用施設（ごみ処理施設から発生する熱エネルギーを回収し利活用する施設をいう。）の設置、管理及び運営に関すること。

(3) 関係市町間の一般廃棄物（関係市町において一般家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物であって、定期的に収集され、組合が設置する施設で処理されるものに限る。）の収集及び運搬（中継運搬を除く。）に要する費用の負担調整に関すること。

2 前項の事務を処理する区域は、関係市町の区域とする。

（組合の事務所の位置）

第 4 条 組合の事務所は、盛岡市内に置く。

第 2 章 組合の議会

（組合の議会の組織）

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、20人とし、次の区分により関係市町の議会においてその議会の議員のうちから選挙するものとする。

盛岡市 5人

八幡平市 2人

滝沢市 3人

雫石町 2人

葛巻町 2人

岩手町 2人

紫波町 2人

矢巾町 2人

(組合議員の任期等)

第6条 組合議員の任期は、その者が関係市町の議会の議員の職にある期間とする。

2 組合議員が関係市町の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。

(組合議員が欠けた場合の報告)

第7条 組合議員が関係市町の議会の議員でなくなったとき又は死亡したときは、当該関係市町の長は、遅滞なく組合管理者（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。

(組合議員の補欠選挙)

第8条 組合議員が欠けたときは、速やかにその欠けた組合議員が属していた関係市町の議会において補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の当選者決定の報告)

第9条 組合議員の当選者が決まったときは、関係市町の議会の議長は、直ちに当選人にその旨を通知し、かつ、当選人の住所、氏名及び生年月日を当該関係市町の長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた関係市町の長は、その旨を管理者に報告しなければならない。

(議長及び副議長)

第10条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者の設置及び選出方法)

第11条 組合に、管理者1人、副管理者8人を置く。

2 管理者は、盛岡市長の職にある者をもって充てる。

3 副管理者は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 盛岡市長を除く関係市町の長

(2) 盛岡市副市長の職にある者のうち管理者が指名する者

4 管理者及び副管理者の任期は、その者が関係市町の長又は盛岡市副市長の職にある期間とする。

5 管理者は、組合を統括し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。

6 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、副管理者のうち盛岡市副市長の職にある者がその職務を代理する。

(職員)

第12条 組合に会計管理者その他の職員を置く。

2 会計管理者は、盛岡市会計管理者の職にある者をもって充てる。

3 職員の定数は、組合の条例で定める。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の職にある期間とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第4章 経費及び補則

(経費の支弁の方法)

第14条 組合の経費は、財産より生ずる収入、使用料、手数料、その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、別表の割合により関係市町が負担する。

2 前項の規定により難い事由が生じたときは、組合議会の議決を経て別に定める。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 284条第2項の岩手県知事の許可の日から施行する。

別表（第14条関係）

| 経費区分 | | 負担割合等 |
|----------------------------------|---|--|
| 第3条第1項 第1号及び第 3号に掲げる 事務 | 組合設置の日から ごみ処理施設の供 用開始の日の前日 までの経費 | 経費の100分の10を関係市町が均等に負担し、経費の100分の90を関係市町に係る当該年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳に記録されている者の数に基づく人口割により負担する。 |
| | ごみ処理施設の供 用開始の日以後の 経費 | 当該年度の前々年度における関係市町に係るごみ処理施設の利用実績に基づく利用割により負担する。 |
| 第3条第1項第2号に掲げる事務 | | 経費の100分の80を盛岡市が負担し、経費の100分の20を関係市町（盛岡市を除く。）に係る当該年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳に記録されている者の数に基づく人口割により負担する。 |